

平成27年度 第3回富田林市都市計画審議会 議事録

平成28年2月24日開催

市役所2階 全員協議会室

○内容

- ・議第1号 南部大阪都市計画道路（富田林市決定）の変更について
- ・報告1 市街化調整区域における地区計画の提案について（錦織北二丁目地区）
- ・その他1 議事録ウェブサイトへの公開について
- ・その他2 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に対する参考意見について

○富田林市都市計画審議会委員

・出席委員

置田 修、山元 直美、石原 三和、鈴木 憲、増田 昇、奥田 良久、草尾 勝司、川谷 洋史、高山 裕次、京谷 精久、山本 剛史、岡田 英樹、伊東 寛光、吉年 千寿子、山内 庸行

・欠席委員

土井 廣和、吉村 善美、佐久間 康富、若林 学、高津 宏至、渡邊 ヒロミ

○事務局

坂本 信行、仲野 仁人、尾崎 竜也、阪谷 俊哉、鷹野 友美、望月 授、加茂 武

《事務局：阪谷》

それでは、定刻となりましたので、ただ今から平成27年度第3回富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日の司会をさせていただきます、まちづくり推進課の阪谷と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。会議次第、委員名簿、配席図、議案書、資料を用意させていただいております。

配布資料に漏れなどはございませんでしょうか。

本日は、委員総数21名中、15名にご出席をいただいております。審議会条例第5条第2項による定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

なお、土井委員、吉村委員、佐久間委員、高津委員、渡邊委員、若林委員におかれましては、本日はご欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。また、本日まちづくり政策部部長の

北野につきましては、所用により欠席させていただいております。

ご承知のとおり、本審議会の議事につきましては、本市の「会議の公開に関する指針」により公開することとなっておりますので、あらかじめご了承願います。

では、議事に入ります前に、事務局よりお知らせがございます。

ご発言の際には、マイクのボタンを押していただいてからご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、以後の進行につきましては増田会長にお願い申し上げます。

《議長：増田会長》

皆さんおはようございます。

それではただ今より、平成27年度第3回富田林市都市計画審議会を始めさせていただきたいと思っております。今日は少し所用の方が重なったということで、若干欠席者が多い状況ですけれどもよろしくお願ひしたいと思います。また、非常に寒暖差が激しくてですね、副会長さんも少し風邪気味みたいですが、お気を付けていただければと思います。それでは、座って進めさせていただきます。

本日の会議次第ですけれども、本日は議案として、議第1号の付議案件1件、それと報告案件としまして1件、その他といたしまして2件の合計4件を予定しております。

1時間を過ぎるようであれば、途中で休憩をとりたいと思っておりますけれども、スムーズにいけば、なしでもいけるかと思っております。

それではまず、前回の審議会におきまして、議事録署名人を議長の方から指名させていただくという風について合意をいただきましたので、本日の審議会に関しましては、石原副会長に議事録署名人をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次第2、「議案」に入りたいと思います。

議第1号「南部大阪都市計画道路の変更について」、富田林市の決定案件ですけれども、事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

《事務局：鷹野》

まちづくり推進課の鷹野と申します。よろしくお願いいたします。

説明中、スクリーンの右上に資料のページ数が表示されますので、見にくい場合、そちらも併せてご参照ください。

かねてより説明しておりますとおり、本市では、「都市計画道路の見直し」を進めております。本議案は、その変更について付議するものです。それでは、説明に移ります。

これまでに本市では、大阪府の「都市計画（道路）見直しの基本方針」に基づき、平成23年から25年にかけて都市計画道路の一斉見直しを行いました。スクリーンにてオレンジ色で示しておりますのが、平成22年度時点の都市計画道路網で、大阪府決定、富田林市決定路線合わせて全30路線でしたが、見直しにより、本市における都市計画道路は現在、全22路線となっております。このうち、青色で示しておりますのが整備が完了した区間で、赤色で示しておりますのが未整備の区間となっております。この見直しにおいて、隣接する大阪狭山市を通過または接続する路線である、五軒家金剛東線、金剛青葉丘線、川西半田線の3路線については、本市及び大阪狭山市の両市の方針に基づいた見直しを行う必要があり、本市ではこの3路線について「廃止」の方針としていましたが、大阪狭山市では「保留」

との方針であったため、前回の見直しにおいて、「保留」の扱いとしていました。

今回、大阪狭山市と調整し、3路線における方向性が決定したため、改めて見直しを行います。それでは、今回の変更内容について説明をいたします。

まず、都市計画変更の理由としましては、南部大阪都市計画道路のうち3・4・214-22号川西半田線ほか2路線について、大阪府の「都市計画（道路）見直しの基本方針」に準拠し、計画の必要性と事業の実現性を評価した結果、本案のとおり廃止または変更するものです。

次に、各路線の説明に移ります。

まず、五軒家金剛東線ですが、大阪狭山市狭山五丁目を起点とし、本市藤沢台七丁目を終点とする、昭和45年に計画決定した都市計画道路です。

青色で示した区間280mにつきましては整備済となっておりますが、赤色で示した区間1,310mにつきましては、現在も未整備のまま計画が残っております。未整備区間におきましては、橋梁が必要であること、高低差が大きいことから、整備費が高額となるため、本市では廃止の方針としております。また、本路線が通過する大阪狭山市としましても、同様の理由にて廃止の意向を示しており、両市で調整の結果、未整備区間について廃止の方針としております。本路線は、赤色の未整備区間の廃止により全体の道路ネットワークとして見た時に、接続する道路がなくなり、このように途切れた形になってしまうため、既整備区間を含めて廃止することとし、本路線は全線廃止となります。

次に、金剛青葉丘線ですが、大阪狭山市狭山五丁目を起点とし、本市寺池台五丁目を終点とする、昭和39年に計画決定した都市計画道路です。

現在、青色で示した区間1,540mにつきましては、整備済となっておりますが、赤色で示した大阪狭山市域内の区間150mにつきましては、現在も未整備のまま計画が残っております。本路線につきましては、大阪狭山市駅へのアクセス道路として必要性はあるものの、市域外への都市計画道路の整備に対する優先度が低いことから、未整備区間について、本市では廃止の方針としています。

しかしながら、大阪狭山市では、大阪狭山市駅へのアクセス道路として必要性が高いとして、存続の意向を示しておられることから、当該区間について本市から大阪狭山市へ決定権者を変更いたします。決定権者の変更に伴い、その部分の都市計画道路名称についても大阪狭山市の方で変更いたします。

次に、川西半田線ですが、伏山一丁目を起点とし、大字錦織を終点とする、昭和33年に計画決定した都市計画道路で、ただ今説明しました金剛青葉丘線の終点に接続する道路となっております。

青色で示した区間1,920mにつきましては整備済となっておりますが、南海軌道敷から市域界までの赤色で示した区間230mにつきましては、現在も未整備のまま計画が残っております。本路線は、前回の都市計画道路見直しにおいて、国道170号に接続する東側を一部廃止しております。今回は、前回の見直しにおいて大阪狭山市との調整の中で保留の方針としていた西側の未整備区間について、見直しを行います。

未整備区間の整備には、地形上高低差が大きいため技術的に実施困難であること、南海軌道敷との交差により整備費が高額になること、また、本路線が公害調停道路であるため、代替路線の整備が優先されることなどの課題があるため、本市では廃止の方針としております。

これに伴い隣接する大阪狭山市では、本路線における未整備区間が廃止の際には、大阪狭山市決定の都市計画道路「金剛泉北線」が接続する道路がなくなるため、金剛泉北線の赤色で示した未整備区間について廃止の方針としております。

よって両市で調整の結果、未整備区間につきまして廃止の方針としております。本路線についても、未整備区間の廃止により全体の道路ネットワークとして見た時に、接続する道路がなくなり、途切れた形になってしまうため、既整備区間についても一部含めて廃止し、整備済の770mを残すこととなります。なお、本路線につきましては、今回の変更により起終点が変わるため、都市計画道路名称についても「金剛南線」へと併せて変更いたします。

ただ今説明した3路線における変更後の内容が、議案書5ページに添付しております計画書の内容となります。また、新旧対照表につきましても議案書6ページに添付しておりますので、ご参照ください。

最後に、これまでの協議経過と今後の流れについて説明をいたします。

これまでの協議経過としましては、前回の11月の本審議会までに大阪府との下協議、住民説明会を開催してきました。住民説明会については前回の審議会でも説明しましたとおり、昨年10月30日及び11月1日に、関係する大阪狭山市と合同で開催しており、意見としましては、大阪狭山市駅付近の現況の道における交通安全対策に関する意見が大半でした。

そして前回の審議会以降、本日までに、この変更案について大阪府へ意見照会、本協議、都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧を行いました。意見照会、本協議につきましては、大阪府より「意見なし」との回答をいただいております。また、今回の変更は大阪狭山市をまたいでいることから、大阪狭山市へも意見照会をし、「意見なし」との回答をいただいております。17条縦覧につきましては、平成28年1月4日から1月18日までの2週間の縦覧期間を設け、市まちづくり推進課窓口及び市ウェブサイトにも案を掲載し広く縦覧を行いました。縦覧開始に関する情報については、市ウェブサイトにて周知を行っております。なお、縦覧期間中の意見書の提出はありませんでした。

今後の流れとしましては、本審議会にて変更案が議決されますと、都市計画決定の告示及び縦覧を行い、その後、施行となります。施行は3月中を予定しております。以上が、今回の都市計画変更案に関する内容となります。

議第1号「南部大阪都市計画道路の変更について」、ご審議をよろしくお願いいたします。

〈議長：増田会長〉

はい、ありがとうございました。これまでも何回かここで議論を重ねてきましたけれども、議第1号につきましても、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、はい、どうぞ。山内委員どうぞ。

〈山内委員〉

意見とか言うんじゃないんですけど、このちょっと気になるのは市ウェブサイトに載せたら周知なのかというのが当然のごとく書いてあるような気がするんで、例えばウェブサイトでも機関誌でも議会だよりでも皆そうやけど、何人が誰が読んでんのかという調査がほとんど行われたという風には僕は聞いてないんですけどね。

全般に言えることかも知れませんが、ウェブサイト何人の人が見てはると理解してます。ほな見いひん方が悪いんですね、これはきっと、この言い方は、言ってるやないかと、書いてあんなんから見てへん方が悪いんやでと。いやまあ、言い方は、言葉は悪いけどね。そんな態度に僕ら一般市民としては受けるんですよ。

〈議長：増田会長〉

今日何かございますか。直接決定案件ではございませんけれども。

〈事務局：仲野〉

広く周知させていただく、今の情報媒体の中では一番ベストな方法なのかな、とは思ってるんですけども。当然、今回こういうウェブサイトに掲載する場合でもね、一番市のホームページの一番上に来る情報欄かな、一番最初に出てくるところがあるんですけど、日ごとに動いていくんですけどもね、あそこに載せて。

〈山内委員〉

訪問客が出てくるの。

〈事務局：仲野〉

市のホームページ開いた時に、一番真ん中に日付ごとに情報提供してる欄があると思うんですよ。できるだけ目立つところにはね、載せるような努力はさしていただいているんですけど、委員おっしゃる、そもそもそしたら市のホームページ見に来るんかっていう議論されると、なかなかしんどい部分はあるんですけども。

〈山内委員〉

せめて訪問客が分かるように。

〈事務局：仲野〉

ああ、カウントですか。どうなんでしょうね、そこらへんはちょっと。

〈山内委員〉

検討していただけますか。載ったらええねん、載せたらええねん、分からんかったら聞きにこいやっちゅうのは、極端な言い方やけど。

〈事務局：仲野〉

あの、聞きにこいやじゃなくてこの中でもね、さっき言った案を公開してるんで、見ていただけるような状態にはしてるんですよ。だからちょっとそこはね、ウェブサイト管理しているセクションとも確認しないと分からないので、はい、すいません。

〈置田委員〉

すいません。

〈議長：増田会長〉

はい、置田委員。

《置田委員》

こういうやつは広報に載せることはでけへんのですか。五軒家の方特にね、これは今、この案件は五軒家に関する一番大事なところで、五軒家の方ほとんど年寄りの人、そんなん見てないと思うんですよ。広報あったら皆ね、見てはるんですよ。だから、ああいうものに載せていただくと一番ね、皆に行き渡るし、特に年寄りの方があれもう全部見はりますから。

《事務局：鷹野》

こちらの手続き上の話になってしまうんですけども、広報に載せる記事掲載の期限とこちらの手続きのタイミングがなかなか合わなかったり、間に合わなかったりという、まあ、こちらの中の事情にはなるんですけども、そういう事情があってホームページの方でっていう対応はさせてもらってます。

《議長：増田会長》

ウェブだけの話ではなくて、地元で説明会を開催されてますので、その辺の手続きはきっちり、はい。公告・縦覧という手続きが今の話ですけど、その前に27年の10月30日、11月の1日と地元説明会を経てということですので。

《置田委員》

そうでしたか。

《議長：増田会長》

はい。よろしいでしょうか。はい、奥田委員どうぞ。

《奥田委員》

あの、今のようなこともあるんで、今後のこの議案として出てくる時にはね、我々審議会で途中の報告を何回も聞いて、そして最後にこれ議案として出てきます。議案として出てくる時には、この最初の今おっしゃった去年の10月30日、11月1日に住民の皆さん方への説明会をされたと。で、その当ても今日もちらっと報告あったけれども、これについては、きっちりと議案の中に書き込んで、どこで報告会をして、こういう意見いただきましたっていうなことも含めてね、ちょっと議案の時に住民の声をちゃんと聞いてるよっていうのが議案の審議の時に分かるように、そういう体裁で今後いろんな議案を出される時に、そういう手法を用いてほしいなという風に要望をしておきたいと思います。

それから、もう一つ、単純な疑問なんやけど、川西半田線廃止とかいう話があって、この、金剛南線か、なんか名称変更の話があったけども、残る区間はどない呼ぶん。これは単純な疑問です。以上です。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか、はい。

《事務局：仲野》

あの、都市計画道路って基本名前を起終点を使って付ける場合が多いんです。だから、これももともと

と川西半田線っていう名前やったんですけど、今回残るのが、ちょうどこの出てる1,920って青い数字が書いてるところから、次の西側行った交差点までしか、この区間しか、770mですかね、この区間しか残らないんで、多分寺池台の中に全ておさまってしまうので、他の道路もね、金剛中央線とかいろいろな名前が付いてる都市計画道路があるんですけど、それに合わせまして、今回は金剛南線っていう風に名称変更するっていうことです。はい。以上です。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。

《山内委員》

名称の付かなかったところはどないなるの。

《事務局：仲野》

廃止したところは、もう都市計画として消えてしまうので、もう何も存在しない状態です。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。はい。

《吉年委員》

あの、私の家がちょうどこのどちらにもかかるところにあるわけなんですけどもね、今ウェブサイトとか住民説明会っていうのがありましたけども、その住民説明会っていう案内も地元の方の方にはどうも回覧板で来た覚えはないんですね。で、結局そういうやったっていうことはあるかもしれませんが、そしたらやっぱりこれも住民説明会に行っていない者が悪いんだっていう風になってしまいますので、まあ、いろんなことで特に地元に関係のあるような、この道路のことに関しても、そりゃあただそこを通るだけの方にしてみれば、それほど関係ないですけども、地元にしてみれば、こういう風になるんだってことを、途中の段階からそういう回覧だとか、地元のその関係のあるところだけにね、そういうような文章で回すっていうことはできないんでしょうかね。

《議長：増田会長》

はい。住民説明会の案内文はどんな範囲で広報されてるか。

《事務局：仲野》

はい、すいません。広報の方にも掲載させていただきまして、ウェブサイトにも掲載させていただきました。で、後、今回廃止っていう観点で都計変更させていただいてますんで、廃止区間の関係される地権者等にですね、の方には郵送させていただいて、説明会へ出席していただくようお願いしております。

今回、残る部分の都市計画道路部分っていうのは、正直大きな影響はないものという風に判断しまして、あくまで、なくなる部分、変更する部分に関して先ほど言いましたみたいに地権者、で、その他広

く意見を反映するために市広報誌とウェブサイトの説明会を載せさせていただいて、あの、実際説明会には、いろんな方来ていただいた、地権者さん以外にも来られてましたので、そういう対応さしてもらっております。すいません、以上です。

《議長：増田会長》

はい。

《吉年委員》

だからね、そういうのも、もちろんいいんですけども、じゃああの、地域の住民のためのあの、回覧板で回すっていうようなことができないのかってことなんですよ。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

それは、イメージ都市計画の案を回覧するようなイメージなんですかね。か、先ほど言ってはった説明会をやりますよっていうのを。

《吉年委員》

その途中経過を含めて、で、結果こうなりましたってということも含めて全てその途中で何回かこういうことが進んでるってということが情報提供できるような形で、できないものですかね。

《事務局：仲野》

はい。ちょっと今いただいたご意見も含めて一度ちょっと中で調整させていただきたいと思うんですけども、どうでしょう、ちょっとすいません。

《議長：増田会長》

多分、どこまで広報するかっていうのは費用との関係性ですよ。印刷物どれくらい作るんかとか、自治会なんかで依頼して、回覧をしてもらうとかいうのも含めてどこまで広報の費用をかけるかということとも関係すると思いますけどもね。まあ一度、事務局の方で一度その辺どういう状態で、住民説明会の案内をしてるかとか、都市計画変更についての公告・縦覧に対してどんな広報をどれぐらいの費用をかけてやってるか、みたいな話を少しお調べいただければと思いますけど。よろしいでしょうか、事務局の方は。一度どっかでここへご報告いただくと、いうことでよろしいでしょうか。

あの、非常に重要な部分でありますけれども、一軒一軒戸別投函するのかまでいくと、ちょっと費用対効果的な話も出てくるでしょうし、かと言って全くウェブに掲げといたらいいか、というところでもないでしょうし、まあ、その辺事務局の方で少しご回答いただければと思います。あの、後日ですね、今日じゃなしに。よろしいでしょうか。吉年委員よろしいでしょうか。はい、それでは、はい。

《鈴木委員》

確認も含めてなんですけれども、2番の金剛青葉丘線ですけども、住んではる人とこの市駅を利用する人の住民さんにとって都市計画決定であろうがなかろうが、多分、分け隔てなく利用されているはずなんです。で、これがそもそも富田林市で都市計画決定されてんのは、昭和39年っていうことで、今回、大阪府の都計審も含めて大きな見直しが入ったということで、基礎自治体もこういうような手直しが入ってるという風には思うんですけども、まず、富田林がこれはなんて言うんですかね、市域外なんですよね。そもそもが。で、じゃあなぜね、もともと39年当時の都市計画決定うつ時にそもそもここは市域やったんですか。まず。

《事務局：鷹野》

市域ではもう既になかったんですけども、都市計画道路の大半っていうのが大阪府決定のものがすごく多くて、この路線も含めて当時大阪府の方で決定してます。で、その時を経るうちに市の方に決定権者が移ってきたという風になりますんで、市域をまたぐものとかは大阪府の決定になりますので、ということでこの路線もちゃんとした資料というのは古いものになりますので、残ってはないんですけども、そういう風に思っております。

《鈴木委員》

だろうとは思ってます。で、あの職員の皆様方はご存じのように大阪府の都市計画審議会っていうのは、基本的に基礎自治体からあがってくる都市計画決定道路の存続、廃止、んで新規のやつ、そんなに、ごめんなさい。

《議長：増田会長》

いえいえ、どうぞ。

《鈴木委員》

真剣に多分議論しないはずなんですよね、ご承知のとおりね。その基礎自治体からあがってきたら丸飲みにするっていうのが大阪府の都市計画審議会の大きな在り方。要するに、地元の市町村がいろいろやつをいちいち広域を担う大阪府がやいのやいの言わないっていう仕組みになっていると思うんですよね。で、これからのまちづくりにおいてなんですけれども、しっかりと基礎自治体の方でその辺もですよ、議論をしていただいてやっていただけたらありがたいなと、いう風に思います。

で、それと、富田林はこの決定はこれでいいと思うんですよ、ただ狭山市さんの現状は、狭山市の中の都市計画決定道路としてこれは決定するという解釈でいいんですか。

《事務局：鷹野》

そうです。はい。この赤で今表示されているこの部分については、大阪狭山市さんが引続き計画決定をまたして、名称もちょっと変わってしまうんですけども、都市計画道路として存続していくという形になります。

《鈴木委員》

はい。それが一番重要でしてね、冒頭申し上げましたとおり都市計画決定道路であろうがなかろうが廃止になろうが、府道であろうが、国道であろうが、市道であろうがそこを通る人たちっていうのはその形態とかは分け隔てなく歩いてはるということと言うと、もともと多分詳しく知らないと思うんですね、いちいちこんなことまで住民さんて。ただ知ってはる人がもしおったとしたら、もともと富田林市の計画決定道路を廃止にした、何らかの理由で廃止にしたはずなのに、狭山ではこれを都市計画決定を今度はうち直す、まあ拾い直す。なぜ富田林がいないって言うてるといいうやつを狭山がいるんやと、で、狭山がいるっていうことはほんまは富田林もいったん違うんかっていうような変なね、憶測とかを生じないようにしっかりと、これからのフォローを、まああわずかね、たかが150mぐらいですけども利用頻度としてはすごく多いここは道だと思っんで、お願いしたいのと、それからこれは狭山に移ってから都市計画決定うった16m道路っていう解釈でいいんですか。

《事務局：鷹野》

この今の現在の計画と内容はほぼ変わらないという風には聞いております。

《鈴木委員》

余計にここを2車線の16m道路を願ってる人たちもいてるやもしれないんで、そのあたりの説明責任がしっかりと富田林市さんができるようにしておくべきではないかなという風に思うんで、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

《議長：増田会長》

はい。ご意見ということでよろしいでしょうか。

《鈴木委員》

はい、意見で。

《議長：増田会長》

はい。ただ、1点都市計画の仕組みですけど、この道路は市決定の案件ですので、大阪府の都市計画審議会には一切かかりません。ただし、あの都市計画部局には意見照会があると。反対に、府の決定のやつは、ここに意見照会があってここで議論をして、意見がある場合には意見があると、意見ない場合には意見ないという形で出して、府決定については府の都市計画審議会で審議されると。そんな形になってる、まあ、もう釈迦に説法みたいな話ですけど。そんな形になってるということです。

《鈴木委員》

一応ね、その会長、さっきの説明の中でここでのこの案件を府に照会して、意見がなかったということもあったんで職員の皆さんとか会長はご存知のとおりその程度のもんって言ったら失礼ですけども、だからまあやっぱり、基礎自治体のことは基本的にはしっかりとここで議論していくってことが大事かなと。

《議長：増田会長》

そうですね。まさにそのとおりで、基礎自治体における都市計画審議会の役割が大きくなっているということで、市の決定案件も増えてるとというのが実態ですので、ご指摘のとおりやと思います。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、大分意見交換もできたと思いますけれども、お諮りをしたいと思います。議第1号「南部大阪都市計画道路の変更」につきまして、原案どおり承認したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《委員》

異議なし。

《議長：増田会長》

異議なしということでございますので、原案どおり可決したということでございます。どうもありがとうございました。

それでは、これで、付議案件本日1件でございますけれども、残りの案件でまず報告案件が1件ございます。報告1「市街化調整区域における地区計画の提案について（錦織北二丁目地区）」についてご報告をお願いしたいと思います。

《事務局：尾崎》

まちづくり推進課の尾崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告1「市街化調整区域における地区計画の提案（錦織北二丁目）について」の説明をさせていただきます。お手元の資料では7ページとなりますので、適宜ご覧ください。

本件につきましては前回11月の審議会におきまして、事業者より地区計画の提案があったことについて報告させていただきましたが、本日は、改めまして市街化調整区域における地区計画というものはどういうものかについて少し説明させていただき、続いて今回の提案内容、協議経過、そして今後の流れについて、順に説明をさせていただきます。

まず、市街化調整区域における地区計画についてであります。市街化調整区域につきましては、「市街化を抑制する区域」という基本的な考えがありますが、地域のまちづくりに寄与できる地区計画の内容であれば、その計画区域内において、相当程度の開発行為でも可能とするもので、地方自治体の責任において地域の特性に応じたまちづくりを行うことができる制度となっております。

この地区計画の提案につきましては、都市計画マスタープランの土地利用方針において、「土地利用調整エリア」に定められた区域を対象としております。また、「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」には地区計画の基本的な考えを示しております。その「地区計画ガイドライン」には提案の類型としまして、住宅型・幹線道路沿道型・大規模集客施設型の3つの類型がございまして、それぞれの類型ごとに最低面積や幹線道路との接道要件などの基準を定めております。

次に、今回の提案についてであります。前面のスクリーンで赤色に示した箇所、約1.1haが今回の計画地となります。計画地は、大阪外環状線、甘山南交差点に繋がります府道森屋狭山線沿道の錦織北二丁目及び錦織北三丁目に位置してございまして、ガイドラインの類型であります幹線道路沿道型に適合

する形で、昨年11月6日に、株式会社東洋精工から提案されたものであります。

今回提案がありました区域につきましては、昭和30年代半ばより区域の一部で工場としての利用を始め、年数の経過と共に規模を少しずつ拡大され、現在、建設機械や農作業機械のゴムキャタピラなど、幅広くゴム製品を製造されております。

ご覧いただいております現況写真でも確認いただけますように、敷地には既に建築物が複数建っております。提案者はこれら既存建築物の耐震改修及び一部建替えを計画されており、こちらの土地利用計画図で、ピンク色に着色されている建築物が改修予定、グレーに着色されている建築物が新たに建てられる予定となっております。

また、区域内には里道水路が通っておりますが、現状としては機能を有していない里道を廃止いたしまして、里道を挟む2つの土地を一体的なものとし、有効な土地利用に繋がるよう、それらについても整理を行うこととしております。

また、現在、工場敷地内には緑地や雨水抑制施設がない状態となっておりますが、建物の改修等に併せて、良好な敷地状況に改善するため、緑地の整備、また雨水抑制のため、透水性舗装等の整備計画も計画されております。

続きまして、計画書について説明いたします。名称錦織北二丁目地区地区計画、位置富田林市錦織北二丁目及び錦織北三丁目地内、面積約1.1haでの計画となっております。

次に、区域の整備・開発及び保全の方針についてであります。まず、地区計画の目標としまして、「当地区は富田林市中部地域に位置し、大阪外環状線からも近接した地区である。地区周辺は住宅も立ち並び、また農地も広がっており、土地利用が混在している。このため、地区計画の策定により、建築物等の規制と誘導を行い、産業施設の適正な立地を図り、良好な都市環境の形成を目指す」としてあります。

次に、土地利用の方針としまして、「良好で周辺環境と調和のとれた産業地区の形成を図る」とし、次に、地区施設の整備の方針としまして、「周辺環境と調和した土地利用を図るため、地域住民の憩いの場となる緑地を地区施設と位置付けし整備を行う」とし、次に、建築物等の整備の方針としまして、「周辺環境と調和した地区の形成を図るため、建築物の用途及び高さの制限等を行う」とし、次に、その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針としまして、「市街化調整区域の特性を踏まえ、緑化を推進し、周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る」としてあります。

続きまして、地区整備計画の内容についてであります。今回の地区計画により整備される地区施設は緑地となります。詳細については現時点では決まっておりませんが、こちらの赤色で示した箇所に、一般に開放され、地域の方々が憩える場となるよう、緑地の整備が計画されております。

次に、地区の区分についてであります。本計画区域が府道森屋狭山線を含み、東西にまたがっていることから、建築物の敷地としては2つに分割されることとなります。府道より東側を敷地Ⅰ、府道より西側を敷地Ⅱと設定し、それぞれの面積は、敷地Ⅰが0.9ha、敷地Ⅱが0.1haとなっております。

次に、区域内の建築物等に関する事項についてですが、建築物の用途の制限としまして、工場、事務所、倉庫業を営まない倉庫、自動車車庫といたします。提案者であります東洋精工は、現在の操業において、建築基準法別表中に規定されております、引火性溶剤を用いるゴム製品の製造を行う工場に該当しますことから、今後も引続き当該項目に関連いたします操業が可能となるようこのように規定しております。

次に、建築物の敷地面積の最低限度についてであります。建築物の敷地につきましては、開発区域より除外する部分がございます。敷地Ⅰの面積は約9,352㎡であります。都市計画法施行令第25条に規定されています。3,000㎡以上の開発行為に設置することが規定されております。緑地等や里道水路等の公共用地を除くとされており、結果、残りの8,907㎡が建築物の敷地となりますことから、敷地Ⅰの敷地面積の最低限度といたしましては8,900㎡としております。

次に、敷地Ⅱにつきましては、除外する部分がございますので、721.50㎡が建築物の敷地となり、敷地Ⅱの敷地面積の最低限度としましては700㎡といたします。この最低限度の制限につきましては、将来においても、この区域内で開発行為等が行われる際に、敷地の分割ができないように行うものであります。

次に、壁面の位置につきましては、周囲から5m以上といたします。また、この適用につきましては、地区計画決定後に新たに建てられる建築物から適用することといたします。次に、建築物の高さの限度につきましては15mといたします。また、斜線制限に関しましては、用途地域で言いますと第一種・第二種中高層住居専用地域と同様の制限となります。次に、垣又はさくの構造の制限としましては、道路に面する垣又はさくの構造は、透視可能なフェンス等とし、ただし、フェンス等を設置する場合は、道路等との間に植栽を組合せるなど、景観に配慮したものとしています。

また、建築物等の形態又は意匠の制限としまして、屋根、外壁等の形態及び色彩は、大阪府景観計画に基づく基準を遵守し、周辺環境と調和し、落ち着いた形状・色合いとしています。

次に、建築物の緑化率の最低限度としましては、20%以上の緑化を行うものとしています。

また、土地利用に関する事項といたしまして、雨水排水に関しては、周辺への影響をできるだけ軽減するよう、透水性舗装等を計画地内に設けるものとしています。

次に、都市計画決定の理由といたしましては、今回の提案のありました錦織北二丁目及び三丁目の計画地につきましては、平成26年3月改定の「富田林市都市計画マスタープラン」における「土地利用調整エリア」であり、かつ「第4次富田林市総合計画」の土地利用構想では「市街地ゾーン」として位置づけされている地区であります。

現在、地区周辺では年数の経過とともに工場用地、住宅用地、農地が混在した土地利用がみうけられるようになっております。このような現状を考慮し、周辺環境と調和した産業用地として、計画的な市街地形成を図るよう、地区計画を決定しようとするものであります。

次に、関係機関との協議について説明させていただきます。事業者からの提案を受けまして、ご覧の大阪府関係各課と関連する事項について協議をさせていただきました。本日も説明させていただいております内容につきましては、大阪府関係各課からの意見も踏まえ作成させていただいたものでございます。

次に、地元町会への説明会について説明させていただきます。提案者は地元町会であります錦織北町会、並びに隣接農地所有者を対象に、昨年4月25日に説明会を開催されております。

説明会には19名が参加され、事業者からは、主な工事内容としまして、既存建築物の改修若しくは建替え、また区域内には緑地、雨水抑制施設の整備を行うこと、そして、これらの工事につきましては操業しながら順に行うことになるので、工事期間は約6年を要するという点について説明をされております。

また、参加者からは、意見といたしまして、現在操業時に使用されておりますフォークリフトの音に

関する意見が複数寄せられております。事業者からは、工場内には金属の骨組みに屋根や側面が樹脂幕で覆われているテント倉庫が複数存在しておりますが、今回の改修で壁をパネルの部材に変更するなど、防音に対処する旨回答をされております。

最後になりますが、今後の流れについて説明いたします。前回の審議会からの動きといたしましては、都市計画の原案を作成させていただき、大阪府への意見照会を行いました。その後、平成28年1月28日付けで都市計画法第16条に基づきます原案の公告を行い、公告の日の翌日にあたります1月29日から2月12日までの2週間の縦覧を行いました。また、2月22日まで利害関係者からの意見書の提出期間を設けましたが、意見書の提出はありませんでした。

本日の審議会後は、今ご説明させていただきました内容を基に案を作成させていただき、大阪府知事との協議を行い、協議後の平成28年5月頃に2週間の期間を設け、都市計画法第17条に基づきます案の公告・縦覧を行い、利害関係者また市民の意見書の提出を受けます。これらの手続きを進めさせていただき、次回の審議会において付議させていただく予定としております。

以上で、報告1「市街化調整区域における地区計画の提案について」の説明を終わらせていただきます。

〈議長：増田会長〉

はい、ありがとうございました。ただ今報告をいただきました報告案件1「錦織北二丁目地区地区計画の提案について」、ご質問あるいはご意見等ございますでしょうか、いかかでしょうか。よろしいでしょうか。はい、山内委員どうぞ。

〈山内委員〉

あの、これも要望にもならんぐらいですけど、こういう改めて、日本の行政の優秀さというか着実性というか、まあいろんな観点から産業と住民と農業というものの整合性を図ろうとしているという、非常にこれはすばらしい芸術品みたいな感じやと思います。ただそれであるがゆえに、逆に要はちゃんとやってんねんという意識がありすぎて、自分のペースで進んでいくという市と府の関係性で、それがこれからちょっと問われるのかなという、市民だって意見言え言うても近所の人に意見言うねんから、道路と違って実際に営業している人には言いにくいですよ、近所の人も。だから、その辺でもやっぱり今いろんなところでNPOなんか工夫している、誰が言うているか分からないような状態を工夫するとかね、意見を。もちろん記名で意見を言うんやけども、そういうやっぱり思ったことが言える状況、思ったことを言いたいという状況にするのが大事やと思うんですけども、その次はやっぱり思ったことが言える状態、本当のことが言える状態をどうつくっていくかということがもう1つの課題のような気がしましたね、ちゃんとしてはるだけに。是非それをちゃんと生かしていただく道をまた新たに工夫をしていただけたらありがたいと思いました。以上です。

〈奥田委員〉

もう1点いいですか。

《議長：増田会長》

はい、奥田委員どうぞ。

《奥田委員》

先ほど会長の方からお話がありましたけれども、住民の皆さん方との関係です。今回、事業者からの提案で、市がいわゆる都市計画決定、地区計画の決定をしていくわけですから、今度この下の14ページのところにある市民の意見書提出という欄がありますけれども、是非地元の町会なり隣接の農地の方々に、具体的に市の計画案を示して意見書を出していただくような手法も検討していただくようお願いしておきたいと思います。以上です。

《議長：増田会長》

他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。それでは、今日はこれ報告案件ですので、これの手続きとしては案を作成されて都市計画法第17条に基づく公告・縦覧、あるいは縦覧の中で利害関係者あるいは市民の意見提出、このあたり少し広報に対して工夫をしてくださいというご意見でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか、はい、ありがとうございました。後、報告案件2件ですけれども、1時間を超えそうですのでちょっとここで休憩をとりましょうか。そう大きな報告案件ではございませんけれども、ちょっと時間をとりまして再開を11時5分からということにいたしましょうか。

— 休 憩 —

《議長：増田会長》

それでは、再開をしたいと思います。大体、みなさんお揃いだと思います。

後、その他としまして2件残っております。順次進めてまいりたいと思います。まず、その他の1ですけれども、前回から継続でご報告いただいております「議事録ウェブサイトへの公開について」、よろしくお願ひしたいと思います。

《事務局：加茂》

まちづくり推進課の加茂と申します。よろしくお願ひします。

それでは、その他1としまして「議事録ウェブサイトへの公開について」説明させていただきます。お手元の資料では15ページになります。

本年度第1回、第2回の本審議会で、議事録の概要版の作成について及び、発言者による議事録公開前の内容確認について、ご意見をいただきましたので、前回までの経過と併せて、いただいたご意見に対する事務局の意向を説明させていただきます。

まず、前回までの本審議会の流れを整理させていただきます。

本審議会の議事録には、会議の日時及び場所、調査審議の内容、出席された委員の方々の氏名に加えて、都市計画変更等についての事務局の説明や、それに対する委員の皆さまのご意見についても記載しております。

なお、これらの情報は、市情報公開コーナーにおいて、現状、紙媒体でのみ公開しており、議事録への署名については、議長に行っていたいただいておりましたが、前回の審議会において、今後の議事録の公開方法として、従来の周知方法に加え、まちづくり推進課ウェブサイトにおいても、議事録を公開すること、及び、議事録署名人を、議長の指名する委員1名とすることについて、合意いただきました。

なお、会議の冒頭で議長からもご説明があったとおり、これらの運用については、今回の本審議会より適用させていただきます。

次に、前回の本審議会でもいただいたご意見に対する、事務局の意向を説明させていただきます。

まず、議事録の概要版の作成について、説明させていただきます。資料の19ページに、前回の本審議会の議事録の概要版を作成させていただいたものを添付しておりますので、併せてご覧ください。

議事録の概要版には、議題及び議事要旨について記載させていただいており、今回の審議会より、こちらをベースとした概要版を添付した上で、議事録を公開させていただこうと考えております。

また、ただ今お配りしている議案書及び資料についても、議事録の公開に併せて、ウェブサイト上に公開させていただきます。

なお、データ容量の関係から、公開する議案書及び資料については、最新年度に加え、過去1年度のものに限らせていただきたいと思いますと考えております。

次に、発言者による議事録公開前の内容確認について、説明させていただきます。

本審議会の議事録は、齟齬を防ぐため、また、客観的な議論を保護するために、録音データを元に忠実に再現しており、原則として修文は行わないため、公開前の発言者への議事録の事前送付は行わず、事務局と議事録署名人の責任の下に作成し、公開させていただこうと考えております。

以上で、その他1「議事録ウェブサイトへの公開について」の説明を終わります。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。ただ今前回からの続きの報告案件ですけれども、報告いただきました内容について、いかがでしょうか。はい、すみません、伊東委員ですね、よろしく申し上げます。

《伊東委員》

議事録及び議案書、資料等々のウェブ公開について、まあ情報公開課とも何度かヒアリングをさせていただいて、データの容量等もあって過去1年分ぐらいが妥当かなということはお伺いしているんですけれども、これ紙媒体での公開というのは現状議事録のみとなっていたかと思うんですけれども、紙媒体でも議案書、資料というのは公開されるようになるのでしょうか。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。

《事務局：加茂》

ちょっと今説明の中ではウェブサイトでの公開のことしか触れていなかったんですけれども、1階の情報公開課の方と調整させていただいておまして、概要版と議案書と資料の方につきましても、情報

公開課の方ですね、紙媒体で公開させていただく方向で調整させていただいております。

《伊東委員》

ありがとうございました。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。はい、山内委員どうぞ。

《山内委員》

公開というのがただウェブに載せるだけではなくて、市民にどう伝えていくということ、これは結構まちづくり政策は都市計画マスタープランの作成なんかにおいてもそういう点は非常にいろいろ配慮されていると思いますが、より一層の伝えていくということについてご尽力いただきたいのと、それと以前、前回いただいたご意見の中に発言者への議事録公開前の内容確認、これは要はしないということなんですが、その理由は忠実に再現しているという、本当にこれ100%載せるのやったら忠実やけど、例えばこれ19ページに付しているのが議事の要旨であるとすれば、要はこのくらいのことやったら誰も反対しないんですけども、どういう意見を言ったかということは言った人間の本当の意図は録音の中に載っているんですけども、その要約の時で意図どおりに要約されているかどうか問題なんです、だから載っていること、そのまま文章載ったらそれで客観的で齟齬は防げているかといったら、必ずしもそうではないということを僕は言いたいんです。だから、これは確かに煩雑やし、言ったことと違うことをまた後で言う、これはいかんのは当たり前なんですけれども、言ったことの、ここに書いている齟齬を防ぐという客観的な議論を保護する、録音データを元に忠実に再現する、これは形式面ではされていると思いますが、実質的にするためにはやっぱり本当に発言者の意図が文章化、簡約されているかどうか、これはやっぱり今の段階ではこの決定ということで仕方がないにしてもやっぱりまとめる側はよっぽど謙虚に分らんかったら本人に聞くとか、この努力はしていただきたいと。

それからもう1点は、私、いくつかの、町総代会のおかげでというか、審議会とか委員会に出ささせていただいていますが、本当にこれは会長次第なんです、どんだけ膨らみが出てくるかは。ただ言われた諮問だけをやるのもあります。それ以上のことは一切しない、この会は非常に会長にいい人を得て、まあよいしょするわけじゃありませんが、非常にちょっと許された範囲での議論の深まりがあります。だからそういう期待とは直接関係なくても、さっきの、例えばこういう住民説明会の話も同じなんです。やっぱりそういうこの委員の考えや意見が出るような、その人柄が出るような議事録にせんと読む人もおもしろないし。こんなところでしゃべっているのもここだけでも価値はあるけれど、やっぱり皆さんとそういう気持ちを共有したいということがあると思うんですね。会長の発言にしても、皆さんの発言、議員の方の発言にしても、やっぱり皆にそれをこういうことを考えてねとね、知ってほしい部分というのは僕はあると思うんですね。だから、その要約される時にはそういう心が入ったというかね、まああんまり要約を1回も見せてもらいもせんと言うのもあれやけど、2点、やっぱり本文に関わることについても発言者の趣旨というものをよく考えて、分らんかったら本人に確認する、2点目は、やっぱり市役所から見たら主題で聞いたことじゃないにしても、市役所の観点からいったら大したことないから知らんと思いはるようなことでも、やっぱり大したことをここで議論しているわけですよ、それについ

てもやっぱりちゃんと要旨に載るようにご配慮をお願いしたいと思います。

《議長：増田会長》

ご意見だということですから、何か事務局ございますか、はい。

《事務局：仲野》

はい、また中で検討はさせていただくんですけれども、ただ議事録、ほんまに、ほんまに言うたら怒られますけれども、これ録音したテープをそのまま起こしているんで、先ほどちょっといろいろこんな言ったら悪いですけれども、脱線する場合もあると思うんですけれども、それもそのまま載せています。だからさっき言ったみたいに皆さんの趣旨、ただね、ぶっちゃけて言うと細かいところの言い間違いとかはあるんですけれども、その辺は正直修正させていただいておりますけれども、ここで発言された内容というのはそのまま掲載させて、だから議事録自体ほんまに20ページになったり、30ページになったりします。それがまたね媒体として見にくいというのはあるのかもしれませんがもうここに書かせてもらっているとおりの、それをサポートする意味で当該年度と過去1年度の資料を載せさせてもらいたいと思ってますので、あくまで概要版はどういう内容やったっていうのをさあっと分かってもらうために付けさせてもらおうという位置づけにさせていただいております。以上です。

《議長：増田会長》

はい、よろしいでしょうか、はい、他いかがでしょうか。

《鈴木委員》

すいません、似たか寄ったかになるかもしれませんが、議会議長いるんで教えてほしいんですけど、議会の会議録、議事録の修正、取消というのはできましたか、富田林の市議会は。

《議長：増田会長》

はい、奥田委員どうぞ。

《奥田委員》

はい、あの明らかな間違い、年号、ようあるのは平成と言うべきところを昭和と言ったりというような明らかな間違いというのは議長職権や委員長職権で修正をするというようなことがあります。ただし、発言の訂正についてはね、議場での本人からの申出がない限り修正、取消はしないということになっています。以上です。

《鈴木委員》

ということで言うとね、会長。今、町総代会を代表して来られている方もおっしゃっていたように、ある程度その裁量は当然会長がお持ちになるべきやと思いますし、富田林市議会並のことは僕は別にあっていいと思うのが1点と、大阪府内の市町村でこの都計審の審議状況をフルオープンにしているというところ、先進事例みたいなのところっていうのは何市町村がありますか。

〈議長：増田会長〉

まず、大阪府下の状況教えていただけますか。

〈事務局：加茂〉

ちょっと手元に資料がないんですけども、フルオープンにしている市町村、それほど多くなかったように、1市、2市とかその程度だったというように記憶しております。

〈鈴木委員〉

ということは、かなり先進的な取組みを富田林の都計審はまあ会長の命の下やられるということでこれはすごい、すばらしいことやなと思うんで、だからなおさらその議事録のことに關しては我々その仕事的に議事録というのは結構1番大事な肝の部分なんで、そこはおっしゃっているようにそこは本人の、まあ我々の仕事は自分の発言は責任を持つのは当然なんですけども、得てして真意が、本来の真意が伝わらない、にくいところっていうのは事務局もそうですし、多分テープで起こしても、なかなか難しいな、例えば今、僕がしゃべっていることでも後で起こしたらなかなかあいつ何言うているのか分からへんなというぐらいになるんで、それは是非検討していただきたい、最低限でも、今日のこの会議から議事録署名人というのを議長から指名される者、で今回副会長になっている、せめて議事録署名人の方は紙で起こしてきているやつ、まあお忙しいとは思いますが、録音で挙がってくるもの、それも含めて疑義疑問があればですね、その当該発言者に確認するなどの方法は取ったほうがいいのではないかなというのは意見としては思いますので、お願いしたいと思います。

〈議長：増田会長〉

はい、分かりました。あの、基本的には議会で運用されているのと一緒にだと思います。全く完全なる言い間違い、これに關しては修文をします。後は、発言内容が非常に聞き取れない、テープでフォローできなかった部分について、これは事務局を通じて発言者に再確認をすると、ここは原則としてそういうことをさせていただきたい。それ以外については極力原文どおり起こしていくと、何回か関西弁の特徴であったりとか発言の特徴で同じことを2回ないし3回言われる場合もあるんですけども、これはもう仕方ありませんのでそのまま起こすという状態が他の市町村あるいは大阪府の都計審なんかもそういう形で2回、3回同じ発言を1回の発言の中でされている場合も出ております。これは修文するかかって誤解を招きますので、修文をしないというような形で対応させていただきたい。従いまして、少し事務局ともご相談しますが、毎回毎回副会長さんに議事録署名人、これちょっとひよっとしたら、あの、他都市では順番に回していつている、議員さんのメンバーから今回、こっち側のチームからお一人というような形でひよっとしたらお願いするかもしれません。1号委員、2号委員、3号委員がございますのでそのあたりで、ええと1号と2号とそれから2項の1号、2号ですね、そのあたりでひよっとしたらちょっと事務局の方で毎回毎回副会長さんにとこのもちよっとその辺は考えさせていただきたいと思います。今の要綱上は、議題、議事が始まる前に、私の、議長の方から指名するというような形になっておりますので、その辺はちょっと考えさせてもらいたいと思います。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

はい、そしたら、その他1の報告に關しましてはよろしいでしょうか。今回から運用するという状況

でございます。また公表している中でお気づきの点があったら、またご指摘いただけたらと思います。

すみません、それでは、その他の方です。これあの前回議論した内容ですけれども、大阪府に参考意見としてどういう形で伝えたかということでございます。「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に対する参考意見について」、ご説明をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

《事務局：望月》

まちづくり推進課の望月と申します。

それでは、その他2「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に対する参考意見について」、説明させていただきます。資料は20ページになります。

前回の本審議会では、諮問案件として「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、ご審議いただき、「意見なし」で議決をいただいております。それを踏まえ、市から大阪府に変更案について、「意見なし」と回答させていただいております。

また、前回の本審議会では、大阪府の広域行政体としての調整機能について、ご意見をいただきました。審議会後、事務局と会長で意見の取扱いについて検討を行い、意見回答に併せて「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を運用していく中で、大阪府の広域行政体としての調整機能を期待する旨、一部議事要約として大阪府へ報告させていただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございました。前回ここで議論させていただいて附帯意見ではないけれども、やはり参考意見として付けとくべきだと皆さん方のご指示をいただいたものですから、こういう形でまとめて出させていただいたということでございます。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました案件全て終了いたしました。ご協力どうもありがとうございました。あの1点ですけれども、今日出てた中でやはり我々審議会の委員そのものもそうですし、行政体そのものもこのごろ説明責任と言いますか、いかに難しい法律的枠組みを簡便に、いかに的確に伝えるかということのアカウンタビリティなんてこの言い方をされますけれども、その辺、事務局サイド、我々委員サイドともいかに高めていくかというふうなことが求められている時代背景かと思っておりますので、まあ今後とも、特に事務局の方も対応のほどよろしくお願ひしたいと思っております。自分の自戒も込めてです。ね、よろしくお願ひしたいと思っております。以上で、本日の第3回都市計画審議会終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。